

## 中世日本における将棋とその変遷

大 下 博 昭

はじめに

将棋が文献に初めてあらわれるのは、藤原明衡が記した『新猿楽記』で、十一世紀半ばの康平年間（一〇五八―六五）に成立したとされる。その中の「十一の君 弦歌」には次のように記されている。

十一ノ君ノ気装人ハ、一ノ宮先生、柿本恒之、管絃并二和歌ノ上手ナリ。穴有ルモノヲバ吹き、絃有ルモノヲバ弾ク。箏・琴・琵琶・和琴・方磬・囲碁・双六・将基・彈基・小弓・包丁・和歌・古歌、天下無双ノ者ナリ。（下略）

ここに書かれている十一の君の恋人なる人物は、あらゆるものに通じており、その中に将棋も含まれている。『新猿楽記』は芸能往来物なので、上記の話は架空のものであるが、一流であるためには、和歌や管絃をはじめ、囲碁や将棋もできなければいけないということが感じ取れる。

以来、将棋は多くの人々に愛好され、現在に至っている。無論、中世という時期もその例外ではなく、当時の貴族の日記には将棋に関する記述が多く見られる。一将棋愛好者である私としては、当時の貴族達がどのように将棋を指して遊んでいたかは、大いに関心のある問題である。

将棋の普及・愛好に関する研究は、盤上遊戯に関して第一人者である、増川宏一氏の『将棋Ⅱ』（法政大学出版局 一九八五年）に詳しい。氏はその著書の中で、日本における将棋の普及・愛好について、将棋が文献に初出する十一世紀中頃から二十世紀に至るまでのことを各世紀ごとに分けて紹介してある。（但し、文献が少ない中世初期は「十四世紀迄」で一括）これまであまり研究対象とされなかつた将棋に注目したという点、将棋の普及の背景とそれぞれの時代の社会との繋がりを明らかにしようとした点にこの研究の意義があると言える。と言うのも、将棋に関する研究の大部分がその発生や伝播の仕方、ある

いは各種将棋の変遷など、将棋そのものに関するものに偏っているからである。その種の研究については、アジアの将棋と日本の将棋の比較によつて、そのルーツを探らうとした大内延介<sup>1</sup>氏や増川宏<sup>2</sup>氏の研究、出土駒から、時代によつてどの将棋が流行していたかを考察した水野和雄<sup>3</sup>氏の研究、中国宋代の象棋駒と文献資料を検討して、中国からの将棋伝来と日本化の説明を試みた清水康<sup>4</sup>二氏の研究などがある。このように、将棋を指す人に注目した研究は少なく、増川氏を除けば、出土駒から将棋の普及の様子を考察した南秀雄<sup>5</sup>氏の研究などがあるくらいである。

増川氏は将棋の愛好・普及を調べるために、日記類をはじめとする史料を多く取り上げ、さらに、具体的な普及の事実を示すために愛好者の氏名を列挙するという方法をとリ、そこから考察を行っている。氏は『将棋Ⅱ』の中で、中世の将棋の愛好・普及に関して次のように考察している。

第一章では「日本での定着」と題し、十四世紀までの将棋について述べている。その概要は、十一世紀後半になると人々の将棋への関心は高まり、十二世紀末から十三世紀の初めにかけ、少数の愛好者でありながらも、公卿とそれに仕える者たちの間で将棋が定着しはじめたというものである。次に、第二章では「公卿達の愛好」と題し、十五世紀の将棋について述べてある。その概要は、十五世紀の後半から十六世紀にかけて公

卿・僧侶を中心とした上流階級で一定の将棋愛好グループが作られ、また、将棋愛好者は将棋の普及に貢献していたというものである。

しかし、改めて史料にあたってみると、「十四世紀まで」と「十五世紀」の二つの時期における将棋には、それ以外にも多少の違いが見受けられることに気付いた。それは、対局の在り方の違いであり、本稿の着眼点となった。

本稿の目的は、将棋を受容した身分や階層などについて改めて調査し、前述した「十四世紀まで」と「十五世紀」との将棋の違いを明らかにすることで、普及の変遷をたどり、中世という時期の生活文化の一端を見ていくことにある。その方法として、貴族の日記から将棋の記述のある部分を抜き出し、そこから将棋が指された場所と指し手、および参加したと思われる人物を特定する作業を行った。

以下の内容は、これらの史料と作業の結果を中心にとまとめたものである。なお、史料の引用については、原則として旧漢字は新漢字に改めた。但し、「将棋」を表す単語については、史料通りに引用した。

## 一 十四世紀までの将棋

将棋の対局に関する記述が文献に初出するのは、冒頭でとり

あげた『新猿樂記』からおよそ一世紀後の『台記』まで待たねばならない。『台記』は左大臣藤原頼長の日記で、保延二年（一一三六）から久寿二年（一一五五）までの記事が伝わっており、儀式の詳細な記録などを中心に書き留められている。将棋の記述があるのは、康治元年（一一四二）九月十二日の条文で「十二日、辛丑、新院参、於御前与師仲朝臣指大将碁、余負」とあり、「十二日に新院（崇徳上皇）の御所に参り、新院の前で源師仲と大将碁を指したところ、私が負けた。」といった内容の文章が書かれている。

その次に古いとされるのが、建春門院の女房中納言の回想録『建春門院中納言日記』の寿永二年（一一八三）の回想部分で、「やがて御供に、常の御所へ参りにしま、に、つとめてより物参らせ、御装束参らせ、御持仏堂へ返らせおはしませは、又畳置き、御前にては貝覆い、将棋差など遊びしも、（下略）」とあり、八条院（鳥羽天皇皇女）の御所で貝覆いや将棋をして遊ぶ作者の姿が書かれている。

そして十四世紀までの日記で将棋に関する記述が一番多いのは、藤原定家の日記『明月記』である。『明月記』には、治承四年（一一八〇）、定家十九歳の時から嘉禎元年（一二三五）、定家七十四歳までの記事が収録されている。途中欠落部分があるものの、定家のほぼ全生涯にわたる生活記録の効用は大きく、定家の内部を知る手掛かりとなり、当時の官廷・公家社会の様

子などを伝える歴史資料として貴重なものとなっている。将棋について書かれた記事を挙げてみると、

十日、自夜覽甚雨如注、終日不休、河水大溢、依番為上格子参上、殿下出御、於御前指将碁、同行勢各、三盤了、殿下御堂了退下、（下略）（正治元年（一一九九）五月十日条）

十一日、天晴、依召未時許参殿下、御灸治、此間於御前大臣殿御将碁、臨昏退下、深更御共参角殿、退下、（同年五月十一日条）

十六日、朝間雨灑、已以後天晴、参上、上格子、番、参角殿、御共参北殿退下、又参上、候御前、依仰与国行将碁、乘燭以後退下、（同年五月十六日条）

廿日、天晴、参御堂、取布施退下、参大炊殿、未時許退出、依召参上、於御前将碁、入夜退下、（同年五月二十日条）

廿二日、天晴、午終許参上、以前出御御棧敷方、又御釣殿御碁御将碁、暫入御、（下略）

（建仁元年（一一〇二）三月二十二日条）

などの条文が見つかる。簡単に解説すると、正治元年の記事は、殿下（九条兼実）の御前で定家たちが将棋を指しているものである。一方建仁元年の記事は、後鳥羽上皇が離宮である水無瀬に行幸した時に将棋を指したものである。

長きにわたって引用してきたが、十四世紀までの将棋にはいくつの特徴を見出すことができる。

まず第一に、「御前に於いて将棋を指した」という意味の文章が頻出する点を挙げる事ができる。日記によって誰の御前であるかは異なるが、対局者は彼らの前で将棋を指している。逆に言えば、彼ら自身は将棋を指さず、対局者が将棋を指しているのを見ていただけである。つまり、この時期の将棋には、観戦だけを目的とした者が存在したと言える。

第二に、指し手は呼び出されたり、命令されてから将棋を指すことが多いということを挙げる事ができる。例えば、『明月記』正治元年五月十六日条には、「仰せがあつたので、源国行と将棋を指した。」とあり、また同年五月二十日条には、「呼び出しがあつたので参上し、殿下の前で将棋を指した。」とある。つまり、指し手は自分の意志で将棋を始めていない、換言すれば、自分たちが将棋を指したいからという理由で将棋を指し始めていないということが窺い知れる。

第三に、主人とその家臣という狭い空間でしか将棋が指されていないという点を指摘できる。『台記』では、指し手の藤原頼長と源師仲は院への昇殿を許されていたので、観戦者の崇徳上皇とはある意味主従関係にあると言える。『建春門院中納言日記』では、作者は八条院のもとに出仕し、お側に控え忠勤を励むという関係にあつた。また、『明月記』の正治元年の記事には九条兼実、九条良経、藤原定家、源国行という人物が登場するが、良経は兼実の息子、定家と国行は九条家に仕える家司である<sup>(8)</sup>と

いうことから九条家内の者だけで将棋が指されていたことがわかる。建仁元年の記事には多くの人物が記されているが、彼らも殿上人であり、後鳥羽上皇とは主従関係にあると言える。

このように、普及の初期における十四世紀までの将棋の主流は「観戦将棋」であり、しかも主人とその家臣という狭い空間でしか指されないというものである。故にこの時期における将棋は、単純に遊びとは言いつれぬ部分がある。しかし、史料が少なく、実証するのも困難で、これ以上のことは言及できない。そこで次章では、史料の豊富な十五世紀に注目し、将棋の在り方がどのように変化したか、十四世紀までの特徴と比較しながら見ていくことにしたい。

## 二 『実隆公記』に見る十五世紀の将棋

十五世紀に入ると、貴族の日記にも将棋の記事が多く見られるようになってくる。その中でも将棋に関する記録が夥しいのが、三条西実隆が記した『実隆公記』である。

三条西実隆は、室町時代後期から戦国時代にかけて活躍した公卿・文化人で、三条西公保を父とし、甘露寺房長の娘を母として康正元年（一四五五）に生まれた。文明九年（一四七七）参議、同十二年権中納言、延徳元年（一四八九）権大納言と家格相応の順調な昇進をし、かつ侍従として後土御門天皇の信任

を得た。永正三年（一五〇六）には内大臣に任ぜられるも二月で辞退。同十三年、六十二歳で出家し、道遙院と号し、天文六年（一五三七）、八十三歳で死去した。彼は若い頃から能筆の誉れが高く、和歌や連歌にも長じていた。また、多くの古典の書写や校合、有職故実の保存などにも努め、当時の最高の文化人として、全国的にその名が知られていた。

『実隆公記』はそのような実隆が二十歳の文明六年（一四七四）から死の前年八十二歳の天文五年（一五三六）までの約六十三年間にわたって記した日記である。

将棋の記述は二百を越え、そこから様々な対局風景を垣間見ることが出来る。では、十四世紀までの将棋と違うと思われる点を、引用を踏まえながら見ていきたいと思う。

まず第一に、他の遊戯や文芸・芸能と列挙して記され、遊びとして普及したことを窺わせる記事が見られるようになったことが挙げられる。例えば、

廿一日癸卯晴、滋野井、周防等朝餐相伴、及晚参真乘寺殿、掃路之次参竹園、終宵清談、和漢、碁、将碁等有感、夜雨

濺、  
（文明六年（一四七四）十月二十一日条）

七日甲申晴、参伏見殿、御連歌可祇候之由兼日仰之故也、  
（中略）入夜終百句功、御連歌了、与万松軒象戯一番有其  
興、踏月退出、  
（文明十七年（一四八五）十二月七日条）

廿五日甲午晴、差下青侍於御牧、富森等、齊藤彦三郎入道来、  
示縁来、勸一盞、有音曲、有興、象戯二番、入夜連句口  
号、  
（永正四年（一五〇七）十二月二十五日条）

これら一部の記事からでも、和歌や連歌、和漢連句や口号、碁などの遊戯や文芸・芸能と同じように将棋が親しまれているのがわかる。この時期の公家は、すでに政治的権力の場から疎外されており、公事の方もほとんど儀式だけで実際の政務は無かったので、余暇だけは十分にあつた<sup>10</sup>。そのため和歌や連歌、音楽や蹴鞠などをして有り余る余暇を過ごしていたのだが、将棋もそのような消閑の手段として用いられるようになったと考えられる。

一方で、酒を一杯やりながら将棋を指している場面も見られる。上記の永正四年十二月二十五日条に見られる「一盞」がそのことを表す語で、その他、「俊通朝臣等同来、新黄門来臨、象戯各有興、勸一盞」（明応八年（一四九九）四月二日条）や「示縁法師来、象戯有興、勸一盞」（永正五年（一五〇八）十月二十三日条）など多数見られる。これらのことから、この時期の将棋は、単純に遊びと見なして良いだろう。

第二に、第一の特徴の派生として、観戦としての要素が薄くなり、指し手たちが自らの意志で将棋を指して楽しんでいると言うことを指摘できる。二百以上ある対局記録だが、観戦をしていると思われる記事は以下の二つである。

廿九日庚辰晴、(中略)晚頭向飛鳥井中納言并二藥院、三条等参室町殿、右京大夫等祇候、御盃之程也、則依召参入、傾五盃暫見象戲祇候、退出之次参入江殿、帰宅之後参伏見殿、(下略) (永正二年(二五〇五)十二月二十九日条)

廿八日己丑辰晴、芳臨齋請伴、完修理今日用之、終日念誦、右中弁来、勸一盞、資直卿来会、象戲、中院見物、(下略)

(享祿二年(二五二九)六月二十八日条)

永正二年の記事は、室町幕府の御所で会が催された時のもので、征夷大將軍である足利義澄をはじめ、参上した武家や公家連中が将棋を觀戦しているものと思われる。將軍が将棋を觀戦する例は、次節で述べる『元長卿記』永正三年三月五日条でも見られることから、この記事は「觀戦将棋」と見てよい。一方の享祿二年の記事は、三条西邸で実隆と富小路資直が将棋を指しているのを、権中納言中院通胤が見物したというのだが、通胤は実隆と対局したことがあるということ、場所が三条西邸であること、実隆の方が位が高いということから推測すると、通胤が対局をさせたとは考えにくく、この日偶然見物をしただけであると考えるのが妥当である。

指し手たちが自らの意志で将棋を指して楽しんでいることは、命令や呼び出しによって将棋を始める記事が少なくなつたということだけでなく、勝負を楽しんでいると思われる記事が見られることから説明できる。例えば、延徳三年(一四九一)六

月二十四日条「景益象戲一番指之、予勝負自愛々々、」や永正元年(二五〇四)五月十四日条「極腦象戲争雌雄、頗狂事也、可咲々々、」などがそうで、延徳三年の記事は、楽人山井景益との対局で奔王(中将棋の駒の一つ)落ちのハンデイをもらい、その結果実隆が勝利したという内容で、実隆自身も自画自賛している。永正元年の記事は、極腦富小路資直と「非常に常軌を逸脱しており、笑ってしまふ」と感想を漏らすくらい勝敗を競うのに熱中している様子が窺える。さらに勝負を盛り上げるのに、参加者が懸物を出し合っている場合もある。

廿日己卯霽、自晚雨降、俊通朝臣来、黃門来会、象戲有懸物事、戲勸小盞、非無興、(下略)

(明応八年(二四九九)五月二十日条)

二日己丑晴、松殿三位一桶携之、先日象戲負態云々、廿父子、内蔵頭等朝飯召寄之請伴、宣賢、時元宿禰等、中御門新大納言、中御門中納言等、其外人々来会、(下略)

(永正六年(二五〇九)十二月二日条)

具体的に懸物は記されていないが、懸物を出し合うことで、勝負に興を添えていたことが窺い知れる。このような状況を考慮すると、対局者が将棋をさせられているという感じは受けられず、自ら将棋を指して楽しんでいたものと考えられる。

さて、視点を指し手を取り巻く環境に移した場合、第三の特

徴として、身分や階層を越えた対局が見られるようになったということが挙げられる。まず、実隆の対局相手として僧侶や武士、皇族関係など公家以外の身分の者が多々見受けられる。それぞれの主立った人物を挙げれば、僧侶には相国寺住持万松軒宗山等<sup>14</sup>・連輝軒就山永崇<sup>15</sup>など、武士には若狭武田氏被官粟屋親榮<sup>16</sup>や伊予守大館尚<sup>17</sup>氏など、皇族関係には伏見宮五代目邦高親王<sup>18</sup>やその兄弟の妙法院宮胤法親王<sup>19</sup>などが見られる。十四世紀までは公家は公家、僧侶は僧侶といった具合に、同じ身分内でしたか指されていなかったのと比較すれば、大きな違いである。また同じ公家内でも、階層を越えた対局が見られるのもこの時代の特徴である。例えば、階層の低い対局相手に、対局回数が多いところで富小路俊通・資直の父子がいる。俊通はその出自は不明で、一条家諸大夫源康俊の猶子となり藤原氏に改姓。さらに系図を偽作して二条家の庶流を称した曰く付きの人物で、文明八年（一四七八）九条政基の関白就任に伴い、息子資直とともに九条家家礼となった<sup>21</sup>。実隆の娘保子が九条家に嫁いだことや、宗祇の同門兄弟ということもあり、実隆と親しくしていたものの、実隆と対局の多かった永正年間初期には、俊通は従三位、資直にいたっては六位蔵人と昇殿も許されないような状態であった。かたや、実隆は当時正二位権大納言なので階層差はかなり大きいと言える。

このように従来の主人が自分の家臣、すなわち自分より下位

の者に将棋を指させたりしていたのとは違い、対局をする空間が実に広がった。無論、従来通りの身内だけの集まりによる対局も存在する。三条西家は甘露寺家、勸修寺家、九条家と縁戚関係にあるが、これら諸家の者との対局も少なからずある。とはいえ、圧倒的多数はそれら縁戚関係以外の者との対局である。対局者の多くは和歌などの文芸を通じて知り合った者であり、実隆が当時を代表する文化人であったことを窺わせる。なお、三条西家には中沢重種、藤原元盛・盛豊父子、林五郎左衛門、磯山光康、などの家礼がいた<sup>24</sup>が、実隆が彼らと将棋を指した、あるいは自分の前で将棋を指させたという記述は見当たらない。九条家家礼富小路俊通・資直父子や一条家家礼松殿忠顕との対局は多く見られるのに、実に不思議なことである。

また十四世紀までの将棋との比較を抜きにして、気付いたことをいくつか挙げておこう。対局場所に注目すると、圧倒的に三条西邸が多く、実隆が他家に向向いて将棋を指したという例は多くない。他家に向向く場合も何らかの催しが開かれている場合が多く、将棋が主目的という感じがしない。例えば、伏見宮に向向いた長享元年（一四八七）閏十一月十三日は「今日講尺如例、事了象戲等有興、」とあり、講釈が主目的である。また正親町三条邸に赴いた明応八年（一四九九）一月二十三日は「於東隣待月、依有宿願也、象戲移刻了、」とあるように月待ちという行事があったためである。また、三条西邸を訪れた者は

多くいるが、将棋の対局に関しては実隆より位の高い者が訪れた例が少ない。しかもその位の高い者は僧侶や武家の者で、公家においては皆無に等しい。「室町時代の公家社会は政治の実際から遊離し、官職は何等の実権はともわなない名譽職的なものになつていたけれども、否かえつてそのために優越をほこる唯一の標識として家格が重視されていた」ので、実隆を含め位の高い者が低い者の所へ将棋を指しに行くのはそのプライド故に憚られたのであろうか。

### 三 その他の日記に見る十五世紀の将棋

『実隆公記』ほど記述は多くはないが、将棋について記された日記が十五世紀には他にも存在する。今回は、増川宏一氏がその著書『将棋Ⅱ』で取り上げた日記について検討していきたい。対象となるのは、室町時代前期の親王、後崇光院伏見宮貞成親王の日記『看聞御記』、室町時代中期の下記局官人で学者の中原康富の日記『康富記』、室町時代後期の公卿で三条西実隆の叔父にあたる甘露寺親長の日記『親長卿記』、同じく室町時代後期の公卿、山科言国の日記『言国卿記』、室町時代後期の公卿で、前述の甘露寺親長の次男である甘露寺元長の日記『元長卿記』の五つである。

以上の日記について、『実隆公記』同様の特徴が見られるか検

討していこう。まず、他の遊戯や文芸・芸能との列挙に関してだが、以下のような条文が見られる。

廿二日。(中略) 予室町殿直二参。(中略) 又主人与関白小将基被遊。二番関白被負。三条与日野打囲碁一番。日野負了。按察与源宰相打双六五番。源宰相勝。(下略)

〔看聞御記〕永享七年(二四三三)八月二十二日条  
五日癸丑 晴、自官務可来之由、有音信、即詣之、前給事中、局務、紹藏主等被出、有朝餐、其後有将基及六等、打勝予勝也、負衆六人寄合三十疋振舞也、入夜人々令帰給(下略) 〔康富記〕享徳三年(二四五四)九月五日条  
八日、天晴、(中略)

一、藤宰相於陣屋楽興行也、(中略) 楽以後カユアリ、シヤウキ・コアリ、酒アリ、以後松木・楽林・左宰相中将・綾小路被帰了、園少将・楽邦・左少弁・東坊成与・予・景益宿也、予又女中ニテモ酒アリ、

〔言国卿記〕文明八年(二四七六)年十一月八日条  
廿一日 晴、恒例十種香張行、元長卿、園宰相、左少弁真秀、藤原資直、俊通俊通所勞、為代、景益、永繼、元繼、又六、良憲等也、香了、終夜将棋之沙汰在之、

〔親長卿記〕長享三年(二四八九)一月二十一日条  
これらの日記は、将棋に関しては「誰々と将棋を指した」と簡潔に記される場合が多数だが、このように他の遊戯や文芸・芸



能と列挙される場合も、少しではあるものの見つけることができる。今回並んで挙げられた遊戯や文芸・芸能は囲碁や双六、音楽や十種香などであり、また酒を飲んでいるという記述も見受けられ、『実隆公記』同様、将棋が遊びとして親しまれていることが窺われる。

次に、第二の特徴、観戦要素が薄くなったことと指し手たちが自らの意志で将棋を指して楽しんでることについて見ていこう。前節でも少し触れたが、これらの日記の中で「観戦将棋」と思われる記事は『元長卿記』に一つだけ見られる。全文を引用すると、

五日、雨下、今日室町殿渡御連輝軒、可被御覽将碁、可参云々、仍午刻許参、二献之後被召出、五献之御盃給予、令祝着了、五献之後有将碁、相手立阿弥、唯一番予勝了、七献已後還御、依近所、帰資直宿所平臥、

(永正三年(一五〇六)三月五日条)

とあり、相国寺の連輝軒に将軍足利義澄が将棋を御覧になるためにやって来たという内容が読み取れる。この将棋の対局者は記主である甘露寺元長と立阿弥と呼ばれる同朋衆である。同朋衆とは、室町時代に足利将軍家の中で種々の技芸や雑事に従った僧体のことを言う。彼らの特徴と言うべき点は一芸に秀でていることであり、著名な者を挙げると茶の千阿弥、絵画の能阿弥、築庭の善阿弥・相阿弥、能の観阿弥・世阿弥などがいる。<sup>26)</sup>

立阿弥は恐らく将棋に秀でた人物で、当時のいわば専門棋士であったと考えられる。前節の『実隆公記』永正二年十二月二日条に見られる将棋もこのような専門棋士が関わっていたと考えられる。

一方の指し手たちが自らの意志で将棋を指して楽しんでることに関しては次のような記事がある。

十四日己酉 晴、依招引向藤澤亭、昨日自摂州上洛云々、有朝餐、其後参庭田殿奉謁之、四条中将四辻中将将等参会申、四辻中将将碁被差、予負申了、有一盞矣、(下略)

(『康富記』宝徳二年(一四五〇)十月十四日条)

十二日、天晴、(中略)

一、宮内卿・少輔兩人勝、ニシヤウキヲサ、レ、酒アリ、二位・永金此方事也、坊宰相来、(下略)

(『言国卿記』文明八年(一四七六)二月十二日条)

十日 晴、詣西園寺第、元長卿、<sup>長閑也</sup>寿官入道、安芸守景益等、同道、有将碁、先日兼約之故也、(下略)

(『親長卿記』長享二年(一四八八)九月十日条)

『康富記』の記事は康富が参議庭田政賢邸を訪れた時、参会した左中将四辻季春と将棋を指したというものだが、「私が負け申した」と述べてあることから勝負に拘っている様子が窺える。

『言国卿記』の記事も同様に宮内卿鷲尾隆憲と中務少輔大沢頼久の兩人が勝負に興じている。『親長卿記』の記事は前内大臣西園

寺実遠郎で将棋を指そうと前もって約束していたという内容が読み取れる。以上、これらの記事からは、呼び出しや命令によって将棋を指したものは異なり、自らが将棋を指して楽しんでる様子が窺われる。なお、懸物に関しては、本節の冒頭で引用した『康富記』享徳三年九月五日条に見られ、負衆六人が寄り合って錢三十疋を振る舞っている。

第三の特徴、指し手を取り巻く環境についてはどうであろうか。やはり『実隆公記』同様に身分や階層を越えた対局が見られるようになった。僧侶との対局例としては、『康富記』の淨南院住持清承や『親長卿記』の善法寺住持亨清、『言国卿記』の執当・坊猿父子などが見られる。武士との対局例としては、『看聞御記』の室町幕府將軍足利義教、『元長卿記』の申次伊勢貞辰や左衛門大夫飯尾某など少ないながらも存在する。一方の階層を越えた対局に関しては、こちらも少ないながらも見つけることができる。『康富記』文安元年（一四四四）閏六月二十四日条を例として挙げてみよう。『参花山院、孟子奉授若公、了中将基指之』とあり、中原康富は花山院邸で孟子を教えた後に将棋を指している。この当時、康富は正六位上権少外記、対局相手と思われる花山院持忠は正二位前内大臣なので位の差はかなり大きい。他には甘露寺親長（正二位前権中納言）と小槻長興（正四位上官務）の対局や甘露寺元長（正二位前権大納言）と西洞院時長（従四位上右兵衛督）の対局などの例がある。

また『実隆公記』同様に、対局場所と対局者の関係についても検討しておこう。『康富記』では、康富が自宅で将棋を指したという記事が見当たらない。康富自身が従五位下権大外記と位が低い所以かもしれない。『親長卿記』では、親長は自宅で対局している場合が多く、対局相手も親長と同格か格下の者で、『実隆公記』同様の傾向が見られる。『言国卿記』では、その大部分が言国の自宅で行われているが、自分が対局している場合よりも家礼の大沢久守や大沢重致が来訪者と対局している場合が多い。しかも言国がその場に居合わせたとと思われるのにもかわらず、家礼の者との対局例がない。『元長卿記』では、元長の自宅での対局は他の日記同様に自分と同格か格下の者との間で行われているが、自分より格下の富小路資直宅に出向き将棋を指しているという例もあり、新しい傾向が見られる。

以上のことから対局場所と対局者の関係について総合すると、十五世紀において将棋を指す場合、位の低い者が位の高い者の所へ出向いて指すというのが一般的な傾向であったと考えられる。また一方で、自分の家礼と将棋を指したり、あるいは将棋を指させたりすることも見られなくなったことから、この時期の公家の家格に対するプライドの高さが窺える。しかし、十六世紀に入るとその傾向も徐々に崩れ始めたのか、位の低い者のもとへ出向いて将棋を指すという例も見られるようになってきた。この新しい傾向が十六世紀全体で見られるようになるかは、

他の十六世紀の日記（38）の研究に委ねたい。

#### 四 考古学から見た将棋

将棋に関する研究において、考古学上の成果を見逃すわけにはいかない。将棋の駒は、各時代の遺跡から、ほぼ全国にわたって発掘されている。この点については水野和雄氏が「輸入された娯楽」(大塚初重他編『考古学による日本歴史 十二』雄山閣 一九九八年)で一覽表を作成されているのでそちらを参照されたいが、ここから普及の変遷について一つの考察が可能である。

これら将棋の駒が発掘された遺跡の種類に注目すると、十四世紀までは寺院跡や離宮跡などに、十五世紀以降は城館・都市跡に集中していることがわかる。この結果と前節までの考察とを考慮すると、十四世紀から十五世紀にかけて武士への普及が始まったと考えられる。

以上のように考古学の視点から見た場合にも、十四・十五世紀の間に将棋の普及の転換点があったと考えられる。

#### 終わりに

中世において、将棋は公卿を中心に愛好され、そして普及・定着していったと、増川氏は考察した。そのことは、今回の調査の結果、再確認できたことなので、異論はない。しかし、同じ中世でありながら、かつ同じ公卿による愛好にもかかわらず、「十四世紀まで」と「十五世紀」とでは、将棋の愛好のされ方はいくつかの違いが見られることが明らかになった。

十四世紀までの将棋は、主人が家臣に将棋を指させ、それを観戦するという「観戦将棋」が主流であったと考えられる。無論、主人が将棋を指す例もあるが、その時の対局相手は自分の家臣であり、他家の者と指すということはなかった。つまり、身内の間だけという狭い空間でしか将棋は指されていなかったのである。以上の点を考慮すると、この時期の将棋は、単純に遊びであったとは断定できない。

一方、十五世紀に入ると、それまで主流と思われていた「観戦将棋」は、將軍の御前だけで行われるものになっていった。またこの時期になると、将棋を指させるという傾向はなくなり、指し手自らが将棋を始めて楽しんでいる。さらに、他の遊戯や文芸・芸能と同じように親しまれ、指し手についても、身分や階層を越えた対局が見られるようになり、遊びとしての定着を

窺わせている。

また、考古学的視点から見た場合にも、十四世紀までと十五世紀以降の将棋に、違いが見られる。この場合の違いは、十四世紀までが寺院跡・離宮跡と武士を連想させるような遺跡が少ないのに対し、十五世紀以降は城館・都市跡と圧倒的に武家の遺跡が多いということである。故に、十五世紀頃に武士への将棋の普及が盛んになったと考えられる。

以上のことから、十四世紀から十五世紀にかけて、将棋は普及・愛好において、一つの転換点を迎えたと言える。この点を新たに指摘できたことに本稿の意義があると思われる。

一方で、多くの課題も残された。まず第一に、中世の研究と題しながらも、十六世紀がおろそかにされた点を挙げるができる。『元長卿記』では十五世紀の記述とは異なり、格下の者の家へ出向き、将棋を指した記述が見られる。このことが十六世紀全体を通しての事象であれば、十五世紀から十六世紀にかけても転換点があったことになる。すなわち本稿では、中世全体を通じての将棋の普及の実態が完全には明かされていないのである。

第二に、視点が「将棋」に偏りすぎた点を挙げる事ができる。そのために、十四世紀から十五世紀にかけて、将棋の普及・愛好に転換点があるという事実は示せたものの、その原因解明までには至らなかった。今後は「中世史」の観点から見て

いく必要があろう。

将棋は、これまで多くの人に愛好され、また時代と共にその愛され方も変化してきた。このように見ると、将棋も人々の生活に欠かせないものだったと言つことができよう。

注

- (1) 大内延介「将棋の来た道」(めこん 一九八六年)
- (2) 増川宏一「将棋」(法政大学出版局 一九七七年)
- (3) 水野和雄「将棋の流行」(『古代史復元一〇』) 講談社 一九九〇年
- (4) 清水康二「古式象棋と将棋の伝来」(『月刊考古学ジャーナル』四二 八 一九九八年)
- (5) 南秀雄「出土駒から見た将棋の愛好者——大阪の発掘例——」(『月刊考古学ジャーナル』四二 八 一九九八年)
- (6) 作者をはじめ建春門院(平滋子)に宮仕えをしていたが、安元二年(一一七六)に建春門院が崩御。一旦、実家に戻っていたが、この年から八条院に出仕するようになった。(三角洋一「健御前の八条院追慕について」『国語と国文学』七〇 一九九三年)
- (7) 『平安時代史大事典』「藤原頼長」・「源師仲」の項参照。
- (8) 藤原定家が九条家家司であることは、久保田淳「藤原定家」(集英社 一九八四年)などに詳しい。源国行が九条家家司であることは、九条兼実の日記『玉葉』元暦元年十月二十一日条、文治二年一月十日条などより。
- (9) 『明月記』建久九年一月十二日条など。

(10) 鬼頭清明・今泉淑夫他『生活史上』(山川出版社 一九九四年) 第三章

(11) 『実隆公記』大永八年六月二十三日条、享祿二年五月二十九日条など。

(12) この当時、実隆は出家していたが、極官は正二位内大臣。一方の中院通胤は従三位権中納言である。(公卿補任)

(13) 増川氏は『将棋Ⅱ』で、実隆の対局相手として極鷹と富小路資直を別人として扱っているが、『実隆公記』永正二年(二五〇五)六月六日条に「極鷹資直来」とあるので極鷹は資直のことを指すと考えて良い。なお、極鷹とは六位の藏人で年功を積んだ人のことを言う。

(14) 『実隆公記』文明十七年十二月七日条、延徳三年五月十四日条など。

(15) 『実隆公記』長享二年四月十六日条、文龜三年一月五日条など。

(16) 『実隆公記』文龜三年十月二十七日条、永正元年三月四日条。

(17) 『実隆公記』明応七年閏十月九日条、明応八年四月二日条など。

(18) 『実隆公記』文明六年十月二十一日条、文明八年八月五日条など。

(19) 『実隆公記』文龜三年七月二十日条。

(20) 僧侶同士の対局があったことを示す例としては、『神護寺旧記』元暦二年(一一八五)の記事「一 於寺中可禁断博奕等事。右開碁及六将碁蹴鞠等永可制止矣。」を挙げる事ができる。

(21) 井上宗雄『中世歌壇史の研究 室町後期』(明治書院 一九八七年)

(22) 宮川葉子『三条西実隆と古典学』(風間書房 一九九五年)

(23) 資直は永正元年(一一五〇)四、関白九条尚経の推薦により仙籍(昇殿)

を願い出るが、若手殿上人の間で叙爵反対署名運動が起こった。昇殿が許されたのは永正四年のことで、しかも地下人としての昇殿であった。

(菅原正子『中世公家の経済と文化』吉川弘文館一九九八年)

(24) 菅原正子『室町時代における公家の家政機構』(『日本歴史』四六二、一九八六年)

(25) 芳賀幸四郎『三条西実隆』(吉川弘文館 一九六〇年)

(26) 増川宏一『遊芸師の誕生』(平凡社 一九八七年)

(27) 『康富記』宝徳三年九月二十日条、同年十一月十一日条。

(28) 『親長卿記』文明六年九月十二日条、文明七年六月二十五日条など。

(29) 『言国卿記』文明六年二月七日条、同年二月十日条など。

(30) 『言国卿記』文明七年八月二十八日条。

(31) 『看聞御記』永享七年八月二十二日条。

(32) 『元長卿記』永正十七年五月十三日条、大永三年一月七日条など。

(33) 『元長卿記』大永三年一月七日条。

(34) 『親長卿記』文明四年七月二十八日条、文明六年閏五月二十六日条など。

(35) 『元長卿記』大永三年一月八日条、大永五年一月二十一日条。

(36) 『言国卿記』文明六年二月七日条、同年五月二十七日条など。

(37) 『元長卿記』永正十七年一月二十七日条、同年二月四日条。

(38) 将棋に関する記述があると分かっているものに、山科言繼『言繼卿記』、上井覚兼『上井覚兼日記』、吉田兼見『兼見卿記』、山科言経『言

経卿記』などがある。